

令和7年12月5日招集

市 議 会 1 2 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議 案 番 号	件 名
議 第 5 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議 第 5 2 号	新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 3 号	新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 4 号	新発田市行政組織条例及び新発田市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 5 号	新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 6 号	新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 7 号	新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 8 号	新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 9 号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
議 第 6 0 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新発田南デイサービスセンター)
議 第 6 1 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (加治川デイサービスセンター)

議第 5 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	新発田市住田
氏	名	大川原 さとみ

住	所	新発田市新富町
氏	名	速水 紳

議第 5 2 号

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例
第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、
同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12,
900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「1
6, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」
に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ
中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 20
0円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32,
300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改
め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「7, 400円」
を「7, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に、「11, 1
00円」を「11, 550円」に改める。

第23条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分
の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の
127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改
める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」
に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の53.75」
に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
年 再 用 時 勤 職 等 外 職 員 以 下 の 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	

42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				

	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定 年 再 前 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。ただし、第28条第2項に規定する職員を除く。
- この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第2条 新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第13条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、次項及び」に、「第1号において」を「第1号及び次項において」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項」に改める。

第 13 条の 2 第 3 項中「第 1 項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項」に改める。

第 23 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 71.25」を「100 分の 70」に改める。

第 24 条第 2 項第 1 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 53.75」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 3 の 1 級の項から 6 級の項までを次のように改める。

1 級	主事又は技師の職務
2 級	1 級の項に掲げる職務で高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	(1) 係長、副園長又は主査の職務 (2) 3 級の項に掲げる職務で困難な業務を行う職務
5 級	(1) 参事の職務 (2) 課長補佐又は園長の職務 (3) 副参事の職務
6 級	(1) 課長の職務 (2) 主任参事の職務

別表第 3 の 7 級の項第 2 号中「6 級の項第 1 号から第 4 号まで」を「6 級

の項第1号」に改め、同表備考を削る。

(新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料月額とする。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」を「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」を「100分の107.5」とあるのは「100分の90」に改める。

第4条 新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第22条の2第1項、第23条第2項及び」を「第22条の2第1項及び第2項、第23条第2項並びに」に、「第22条の2第1項中」を「第22条の2第1項及び第2項中」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 1 条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第 13 条第 2 項、第 21 条第 1 項及び別表第 1 の規定 令和 7 年 4 月 1 日
 - (2) 第 1 条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第 23 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 2 日
 - (3) 第 3 条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 1 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日
 - (4) 第 3 条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 2 日
(給与の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「第 1 条改正後の給与条例」という。）又は第 3 条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新発田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 5 3 号

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第2項中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の102」を「100分の104」に改める。

第21条の2第2項第1号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の25.625」を「100分の26.875」に改める。

第2条 新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第10条の2第2項中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の104」を「100分の103」に改める。

第21条の2第2項第1号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の26.875」を「100分の26.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和 7 年度における給与の差額の支給日)

- 4 新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年新発田市条例第 号）第 1 条の規定による新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 8 年新発田市条例第 7 号）別表第 1 の改正及び改正後の給与等条例により生じた給与の差額の支給日は、令和 7 年度に限り、令和 8 年 1 月 3 0 日とする。

(規則への委任)

- 5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 5 4 号

新発田市行政組織条例及び新発田市職員定数条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市行政組織条例及び新発田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政組織条例及び新発田市職員定数条例の一部を改正する条例

(新発田市行政組織条例の一部改正)

第1条 新発田市行政組織条例（平成24年新発田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「建築課
財産管理課」 を「建築課」に改める。

第2条総務課の項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 行政評価に関すること。
- (9) 行政改革に関すること。

第2条財務課の項に次の1号を加える。

- (2) 市有財産に関すること。

第2条みらい創造課の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (8) シティプロモーションに関すること。

第2条市民まちづくり支援課の項に次の1号を加える。

- (5) 支所に関すること。

第2条地域整備課の項に次の3号を加える。

- (4) 開発許可に関すること。
- (5) 用地取得に関すること。
- (6) 地籍調査に関すること。

第2条建築課の項第3号を削る。

第2条財産管理課の項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(新発田市職員定数条例の一部改正)

第2条 新発田市職員定数条例（昭和39年新発田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「60人」を「70人」に、「122人」を「112人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(新発田市行政改革推進懇談会条例の一部改正)

- 2 新発田市行政改革推進懇談会条例（平成17年新発田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「みらい創造課」を「総務課」に改める。

議第 5 5 号

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新発田市火入れに関する条例（昭和 6 0 年新発田市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改め、同条第 2 項中「異常乾燥注意報又は」を「乾燥注意報若しくは」に改める。

別記第 1 号様式中「新発田市長 殿」を「(宛先) 新発田市長」に改め、「許可くださるよう」を削り、「男 人 女 人 (計 人)」を「 人」に改める。

別記第 2 号様式中「農第 号」を「 第 号」に、「殿」を「様」に、「付で申請のあつた」を「付けで申請の」に、「許可する」を「許可します」に改める。

別記第 3 号様式中「新発田市長 殿」を「(宛先) 新発田市長」に、「付農第 号をもつて許可された」を「付け 第 号で許可のあつた」に、「しなかつた」を「しなかった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 6 号

新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成５年新発田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第８条及び第９条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１０条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の新発田市議会議員及び新発田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 5 7 号

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例

新発田市児童クラブ条例（平成１８年新発田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表松浦児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議第 5 8 号

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年新発田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 9 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成１６年総行市第３０号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の４の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

議第 6 0 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新発田南デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議第 6 1 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
加治川デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで